

# NO NUKES RIGHTS NEWS - 原告団・弁護団通信



Newsletter of Lawsuit against the Nuclear Reactor Suppliers

編集・発行：メルマガ編集室  
住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階  
アーライツ法律事務所気付  
eMail：genkokudan@nonukesrights.holy.jp  
Website：http://nonukesrights.holy.jp

## 第7号

発行日 2016. 2. 13

カンパは下記の口座をお願いします！

郵便局 振替口座番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

ゆうちょ銀行口座間の振込の場合 記号：10020 番号：35671291

他金融機関口座からゆうちょ銀行口座へ振込の場合

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

原発メーカー訴訟原告および支援者のみなさま

原発メーカー訴訟第3回口頭弁論が1月27日に東京地裁第101号法廷で開かれました。新しく替わった裁判長を前に、ノー・ニュークス権を主張する意見陳述が行われました。今回の通信は第3回口頭弁論の報告を中心にお送りするとともに、裁判の費用について重要なお知らせがあります。

原発メーカー3社との闘いはこれからが原子炉の欠陥という核心部分に触れるものになって行きます。今後は弁護団の諸活動（資料調査、交通費、証人招請費、書面作成費など）のため多額の費用の発生が見込まれます。振り込み用紙が同封されておりますので、みなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

\*メルマガ「ノーニュークス通信」の印刷版 その他を同封しています。

メルマガ編集室

## 第4回口頭弁論期日は2016年3月23日（水）！

原発メーカー訴訟第4回口頭弁論期日は3月23日（水）午後2時30分から東京地裁第103号法廷で開かれます。いよいよ核心である原子炉の欠陥を追求します。社会的な関心の高さを示すことが極めて重要な裁判ですので、ぜひ友人、知人を誘って傍聴してください。

日時：2016年3月23日（水）14時30分～（午後1時30分に地裁前にお集まりください）

場所：東京地裁第103号法廷（地下鉄東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分）

裁判の報告集会 日時：同日16時～ 場所：議員会館（予定）



### 目次

1. 原発メーカー訴訟の現在の状況（原発メーカー訴訟弁護団事務局 寺田伸子）
2. 原発メーカー訴訟 第3回口頭弁論・概要報告（原発メーカー訴訟原告団世話人会 裁判・傍聴班）
3. 第3回裁判当日の流れ（原発メーカー訴訟原告団世話人会 裁判・傍聴班）
4. **重要なお知らせ：裁判の費用について**（原発メーカー訴訟原告団世話人会）
5. 会計報告（原発メーカー訴訟原告団世話人会 会計係 及川譲詞）
6. その他のお知らせ
7. 物販のご案内



## 1. 原発メーカー訴訟の現在の状況

弁護団事務局 寺田伸子

平成 28 年 1 月 27 日（水）午前 10 時から、東京地裁 101 号法廷において、第 3 回口頭弁論期日が行われました。

### 1. 弁論の更新

裁判長が朝倉佳秀裁判官に交代しました。これに伴い、弁論の更新（当事者が従前の口頭弁論の結果を陳述すること）として、河合弁護士が 5 分間ほど裁判官に説明しました。内容は、原発メーカーを免責する原賠法の特異性、福島原発事故が初めて原賠法の立法事実について見直す事件であること、どのような判決であっても後世の評価を受けるものとなること、裁判所に充実した審理を望むことなどです。

### 2. 書面等の提出

【原告】第 2、第 3 準備書面陳述。甲 16～42 取調べ。

\*第 4 準備書面も提出していますが、次回期日で口頭での要旨説明等を行うに伴い、陳述します。

【選定当事者】第 1、第 2 準備書面陳述（訴状送達日訂正の上）。戊 1～17 取調べ。

【被告 GE】準備書面 (1)(2) 陳述。乙 1 のみ取調べ(乙 2 は次回提出扱い)。

【被告東芝】準備書面 (1) 陳述。

【被告日立】準備書面 (1) 陳述。丁 11～15 取調べ。

### 3. 意見陳述

原告代理人が約 45 分間、パワーポイントを使って、第 2 準備書面の内容（原賠法の責任集中制度が違憲であること、ノー・ニュークス権の根拠、その他の原告の主張）を説明しました。この後、選定当事者（朴氏、崔氏）の意見陳述を挟み、被告 GE 代理人が約 10 分間、意見を述べ、被告東芝代理人も 2～3 分間意見を述べました（内容の骨子は原告の報告をご参照ください）。鳥弁護士より、これら被告らが述べたことは意見なのか、主張なのか、明らかにするよう求めたところ、いずれも「進行等に関する意見」として記録はされない取扱いとされています。

### 4. 今後の進行

次回期日は平成 28 年 3 月 23 日（水）14 時 30 分から 103 号法廷で行われます。追加の準備書面、パワーポイントの原稿、上申書等の提出期限は 3 月 9 日（水）です。次回も、原告代理人が 40 分間、口頭での弁論を行います。なお、弁護団より、選定当事者の訴訟との弁論を分離すること、期日間に進行協議期日を入れることを求めて上申書を提出していましたが、本期日ではいずれも認められていません。

次回期日も、ますます多くの原告、支援者の出席、傍聴をお願いいたします。

以上

## 2. 原発メーカー訴訟 第 3 回口頭弁論・概要報告

日時 平成 28 年 1 月 27 日（水）(1/27/2016)  
10:00～11:50  
場所 東京地方裁判所・101 号法廷  
出席 裁判官 3（朝倉佳秀裁判長、武部知子裁判官、渡邊達之輔裁判官）、書記官 1、事務官 1、警備員 5、原告代理人 7、選定代理人席 6、被告代理人席 14、原告席 64、傍聴席 約 40、報道席 約 5 人

内容概要

< 10:03 開廷 >

裁判長：

注意事項（録音・拍手・野次禁止）の説明。

河合原告代理人：

裁判長が替わられたので、弁論の更新を行いたい。5 分ほどかかる。

本件は、欠陥自動車で事故を起こしたが、タクシー会社の罪は問うが自動車メーカーの罪は問わないというような問題に対する訴訟である。なぜ、電力事業者の罪は問うが原発メーカーの罪は問わないのか。原発メーカーに安心して原発を造らせ、原発を推進するためである。

原発メーカーの責任を問う初めての訴訟である。必ず高裁・最高裁にまで行く訴訟である。従って、一審の判決は最高裁の審査に耐えるような内容の審理でなければならない。判断は後世に残る裁判となるであろうし、歴史によって判断される裁判となるであろう。粗略な審理であってはならない。民法学者・憲法学者の意見、鑑定、福島原発の事故によってどのような被害があったのかの証拠調べが必要になる。GE 代理人の言うような 2～3 回の口頭弁論でさっさと終わるようなものではない。裁判所の慎重かつ周到な判断をお願いしたい。

岡田 GE 代理人：

原告がいう原賠法が憲法違反であるという議論は、さっさと終わればよいと言っているのではなく、適切に終わるようにと言っている。すみやかな、結審をお願いする。

裁判長：

原告・選定当事者・被告の提出書面（準備書面、証

拠)の確認。

原告は、10月28日に準備書面3を提出し、1月27日に同パワーポイントを提出している。今日は、パワーポイントを用いて陳述するという事ですな。準備書面4は、次回弁論で説明するように。

< 10:20 >

島 原告代理人：

(パワーポイントを使い)「原賠法の目的・手段」について説明。

吉田原告代理人：

(パワーポイントを使い)「ノー・ニュークス権の根拠」について説明。

寺田原告代理人：

(パワーポイントを使い)「その他にも原告の憲法上の権利が侵害されている」ことを説明。

(11:03に、岡田GE代理人が、5分時間オーバーしている。陳述を止めさせるようにと抗議したが、裁判長は無視。)

< 11:05 >

裁判長：

選定当事者2名の陳述を、30分以内で行うように。

朴 ：

貧しい生い立ち、日立就職差別闘争勝利、原発は弱者に犠牲を強いる植民地主義等の陳述。

崔 ：

39カ国4000人の原告を集めた、原告弁護団と対立するのではなく補強する、原賠法ではなく民法の反社会性・公序良俗違反で精神的苦痛に対する賠償請求等の陳述。

< 11:35 >

裁判長：

次回の書面・パワーポイントは、3月9日までに提出するように。

崔 ：

今回は、証人尋問をお願いしたい。

裁判長：

証人申請を3月9日までに出すように。

岡田 ：

原告の皆さんが、原発稼働に不安を持つのは当然だし、裁判所がその問題に積極的に取り組まれるのは理解できる。しかし、原賠法が違憲・無効なら、福島原発の廃炉作業すらできなくなる。即電気事業者は破産となる。ドイツは、原発を止めようと言っているが、原賠法は否定していない。チェルノブイリ事故以降、責任集中制についての必要性は、世界の常識になっている。

ノーニュークス権、財産権、平等権、国際条約のいずれについても、双方の法律論で充分であり、原告の請求の根拠はない。法律論は熟している。事実論は必要ない。

富田東芝代理人：

GE代理人と同じ意見である。反原発の主張は別の場でやればいい、ここはあくまでも法律論の場である。法律論は熟している。

島 ：

被告代理人は、書面提出もなく、感想を述べられたのか。裁判所として、どう取り扱われるのか。

裁判長：

被告の準備書面のまとめ、進行についての意見と受け止めた。

裁判長：

今回は、3月23日14:30から103号法廷で続行する。原告代理人の陳述は40分、選定当事者の陳述は10分、証人申請についてはその必要性は裁判所が判断する。今回は証人陳述はやらない。

本日の段階では、裁判の分離は考えない。結審もしない。

裁判長：

混乱を避けるために、被告、傍聴人、原告の退廷順とする。

< 11:50 閉廷 >

以上

(原発メーカー訴訟原告団世話人会 裁判・傍聴班)

### 3. 第3回裁判当日の流れ

第3回口頭弁論期日当日の全体の流れを簡単に報告します。

裁判が行われた東京地裁の101号法廷の傍聴席は

およそ 100 席。予め裁判所が一部を原告席として用意してくれたため、一般傍聴席はおよそ 40 となりました。

世話人会でまとめて裁判所に通知した原告席は 64 でしたが、当日参加されなかった原告が 8 名あり、これらの空席は申込原告名が指定された席であったため、遅れて一般傍聴に来られた方は席が空いているにもかかわらず入廷を断られるという一幕もありました。

地裁前では世話人会の原告を中心に 9:30 までの間、マイク情宣とリーフレットを配るアピール行動を行いました。通行人の目をより引くために、高く掲げる横断幕を新たに追加しました。

10 時より開廷。冒頭河合弁護士が新しい裁判長に向い弁論の更新を行い、続いて島弁護士、吉田弁護士、寺田弁護士がパワーポイントを使って第 2 準備書面の意見陳述をしました。弁護団の論理展開は深みを増しており大変に力強い内容でした。緊張感のある質の高い法廷となりました。つづいて本人訴訟原告 2 名の陳述がありました。

その後、衆議院第二議員会館 1 階多目的室に移動し、12 時 30 分からの報告集会となりました。

一方、河合弁護士、島弁護士、福島から金沢へ避難されている原告の浅田さんに加えて、低線量被ばくの危険性について発言を続けていらっしゃる元放射線医学総合研究所主任研究官の崎山比早子さんの 4 名が、12 時からの地裁記者クラブでの記者会見に臨みました。崎山先生は裁判の傍聴から報告集会の最後まで一日ご参加くださいました。

報告集会では、世話人会の挨拶、原賠法の成立に至る経緯の簡単な説明に続き、弁護団から、法廷で行われた口頭弁論を同じくパワーポイントを使用して、より詳細に第 2 準備書面の解説がありました。(☆ 原賠法の目的・手段、☆ ノー・ニュークス権の根拠、

☆ その他にも原告の憲法上の権利が侵害されている。☆ 原賠法が仮に違憲無効でないとしても原発メーカーの責任を問う根拠がある。)

途中、崎山先生のお話を挟みましたが、記者会見でも話されていたように、被曝にしきい値がないこと、稼働している原発からは常に放射能が洩れており、原発の危険性とは放射能の危険性であることを繰り返し語られました。

しめくりに参加者全員で「原発メーカー訴訟の勝利に向けてがんばろう」と氣勢をあげて閉会しました。

記者会見、報告集会の様子はすべて「原発メーカー訴訟の公式ホームページ」にアップされています。是非ご覧ください。http://nonukesrights.holy.jp/ (原発メーカー訴訟 原告団・弁護団公式サイト)

(原発メーカー訴訟原告団世話人会 裁判・傍聴班)

#### 4. 裁判の費用について

メーカー訴訟の裁判は、すでに 3 回の口頭弁論を終え、3 月 23 日には第 4 回口頭弁論期日を迎えます。この間、世話人会では、弁護団から原告への状況報告・情報共有を目的とする通信の発行、メルマガ発信、法廷外での情宣活動、原発技術専門家へのヒアリングなど、原発メーカー訴訟を円滑に押し進めるために力を尽くしてきました。

このような活動には、当然のことながらさまざまな費用が発生します。その内訳は、通信発行の度に毎回会計報告をしていますが、これらはすべて皆さまからの温かいカンパによって支えられています。昨年未までにカンパをお寄せくださった原告・支援者の数は、延べ 422 名に上りました。

これらの費用は本来、2014 年 1 月 30 日の第 1 次提訴・同年 3 月 10 日の第 2 次提訴に向けて、裁判に参加するために私たちが支払った 500 万円以上の原告費で賄われるべきものです。しかし残念ながら、「訴訟の会」事務局が弁護団批判を熾烈化させた 2014 年夏以降は、「訴訟の会」が管理する原告費からは裁判に必須の費用が一切支払われなくなりました。しかも、多数の原告から集めた会計を預かる者として当然の義務である定期的な会計報告も行われず、原告からの質問にも答えられないため、原告費が何に使われているのか、残高がいくらあるのか、まったく不明です。

このような状況を背景に、世話人会では、1 月初旬にカンパを寄せてくださった皆さんにお礼状をお送りする際に、会計問題についてご意見をお聞きしましたところ、多数の方から返信をいただきました。これらの貴重なご意見を今後の世話人会の活動の参考とも指針ともさせていただくとともに、広く原告の皆さまと共有するために、回答者のご理解を得たうちのいくつかを掲載させていただくことにしました。

\*\*\*\*\*

A 様： (1) 結論：原発メーカー訴訟の会に支払いました原告費は、裁判を行う為に支払いました。従って、原告の人たちが支払った原告費は整理して原告団世話会に移行すべきです。それが、原告費を支払った原告の意志です。

(2) 私は、70 年代から反原発運動に参画してきましたので、多くの裁判闘争の原告団や支援者に加わってきました。今回のような訴訟の会のあり方は異常でした。早い段階から、原告団を組織して取り組みを整理すべき、との意見を当時の事務局へ提出してきました。自己主張だけの集りである「訴訟の会」に見切りをつけて脱会したものです。

(3) 多くの人が、原告費を支払ったのは「裁判」をや

るためであることは明白です。それを、自分達のやりたい活動に使うのは、結果として多くの人を騙したことになります。

(4) 色々な理由があるとしても、裁判闘争を行うための原告は日本国内居住者が中心です。海外の賛同者を増やす活動は、運動としては別のものです。原告費は本来の目的である裁判を行うために使われるべきものです。

B様： 私は訴訟の会の年会費 2000 円は大半が裁判に必要な費用に使われるものと理解し、過去 2 回支払って来ました。ところが現在は裁判に必要な費用(原告への連絡費等も含む)への支払いはしていないと思います。事務局に ML で途中報告すべきであると申し入れておりますが、実行されません。よって法的手段を含めて裁判に必要な費用への支払いが可能となるようにしてほしいです。又、残金の大半を弁護団に移管すべきと考えています。このことをはやく実行してほしいと思っています。

C様： 2013 年晩秋、私は本訴訟の原告となり、裁判闘争を進める為の費用と理解して 5000 円を納入しました。当初「訴訟の会」は裁判を進め、弁護団と一致協力して活動して行く団体と考えていましたが、現在では根本的に趣旨が変わってしまいました。また「原賠法の責任集中制は問わない」という、本訴訟の本質的なところで主張の異なる本人訴訟グループをも内包するに至っています。責任集中制の違憲性を突き No Nukes 権を確立させることをめざして出資した私の意思は踏みにじられたという感想と、原告費は何に使われて来たのかという疑念を禁じ得ません。時折伝え聞く「訴訟の会」ML でのお金をめぐる激しい応酬も、それに拍車をかけます。従って私としては以下の点を「訴訟の会」事務局に求めたいと考えております。

①原告費として集めたお金の収支を、立ち上げ時点から現在まで明らかにすること。

②「訴訟の会」を退会した原告には要求があれば返金すること。

\*\*\*\*\*

その他のご意見からも、多くの方が会計の正常化を望んでいることがわかります。このまま異常とも言える会計問題を放置して、今後ますます増えていくことが予想される裁判費用を皆さまのカンパにのみ頼っていくことは、世話人会の怠慢とも言えるでしょう。第 4 回口頭弁論期日は、正念場です。原子炉の欠陥は、たった 1 回の口頭弁論で済むものではありません。今後は、見識のある原子炉の技術者や憲法学者など多くの証人を呼び法廷で意見陳述をしていかなければなりません。そのためには、多大な支出が予定されます。

以上の状況から、原発メーカー訴訟のすべての原告を構成員とする原告団としては、「訴訟の会」が本訴

訟のために使用されるべき金員を管理しておくことは不適切であると考え、「訴訟の会」管理金を原告団に委譲することを求める手続きに着手することにしました。訴訟の会事務局は、弁護団に「支援金を出す」ことを検討しているということですが、弁護団は「支援金をいただく」立場ではありません。原告団として全員が結束し、原告費を本来の正当な用途に戻して裁判に臨むことが必要なときだと考えます。

(原発メーカー訴訟原告団世話人会)

追記：

◎原発メーカー訴訟弁護団・原告団世話会は、①「訴訟の会」名義口座残金を含む「訴訟の会」が管理する金員の現時点での支出停止、②「訴訟の会」管理金の本訴訟弁護団への引渡し、③「訴訟の会」の会計資料一切の原本もしくは写しの本訴訟弁護団への引渡し、④「訴訟の会」管理金のこれまでの収支に関する本訴訟との関連性の説明、を要望すべく、久保田明人弁護士(東京合同法律事務所)に依頼しました。

#### ◎原発メーカー訴訟の会計の正常化を求める多くの原告の方へ

現在 23 名の原告が上記 1 から 4 の要求を掲げて久保田弁護士への第 1 次依頼人となりました。原発メーカー訴訟は、メーカーの責任を問う世界で初めての裁判です。一審の判決は最高裁の審査に耐えるような内容の審理でなければなりません。粗略な審理であってはなりません。そのためには、原告の皆さまが「代理人として選定した現弁護団」への資金集中が今後は非必要になるのです。会計の透明化を求める声を「訴訟の会」事務局に届けるために、より多くの原告の方に第 2 次依頼人になって頂きたいと思っております。依頼人になってくださる方は、genkokudan@nonukesrights.holy.jp までお名前をお知らせください。お名前その他の個人情報外部に出しません。

◎ 本件に関する今後の進展は、メルマガ、原告団・弁護団通信で逐次ご報告いたします。

原告費の問題が速やかに解決し、原告団が一致団結して気持ちよく裁判に集中出来るように、世話会はこのからも最善を尽くしていきます。

本訴訟は世界で初めて原発体制の中核に切り込み、「責任集中制度」「原賠法」が憲法に違反し、無効であることを明らかにする裁判です。私達が目指すノー・ニュークス権の確立は、核なき世界を希求する人類共通の財産となることは間違いありません。海外から参加した多くの原告団体に託された期待を担い、最高裁まで意気高くたたかい続けましょう。

原発メーカー訴訟原告団世話会

## 5. 会計報告

紙面の都合で年度の会計報告は次ページに載せます。

(原告団 世話人会 会計係り 及川譲詞)

2015年11月1日から2016年1月31日までの 会計報告は以下の通りです。	準備書面作成のための専門家へのヒアリング 4回実施 謝礼 ¥60,000 パンフ等の配送費 5件 ¥2,096 傍聴お願いチラシ A5 両面カラー 3000枚作成 ¥7,630 傍聴予約案内ハガキ発行費用 ¥37,395 第3回口頭弁論配布資料作成費用 *今日の予定200枚、準備書面概要165枚 ¥2,375
前報告 10/31 現在繰越金： ¥709,352	第3回口頭弁論 ユープラン三輪さんへの謝礼 *裁判開始前から記者会見、報告集会まで 撮影、YouTubeにアップいただいています。 ¥20,000
<b>収入</b>	
口座へのカンパ (11/1 ~ 1/31) ¥448,468	
第3回口頭弁論報告会会場カンパ (参加者77名) ¥70,496	
手渡しカンパ (11/1 ~ 1/31) ¥1,570	
<b>収入合計： ¥520,534</b>	
<b>支出</b>	
新横断幕作成費 (ポールに付けて掲げられる) ¥21,600	カンパいただいた方へのお礼状発行費 ¥25,966 缶バッジ作成費 (1591個) ¥76,949
原告団・弁護団通信 6号 1252通発行費用 11/17 ¥135,819	<b>支出合計： ¥461,938</b>
弁護団諸経費の一部負担 11,12,1月分 ¥30,000	期間収支： ¥58,596
メルマガ配信料 (2016年度分) ¥22,648	(2015年11月1日から2016年1月31日)
第3回口頭弁論記者会見出席原告への交通費 *実費精算但しその場で全額カンパいただく ¥19,460	<b>1/31 現在繰越金： ¥767,948</b>



### 他のお知らせ

ノー・ニュークス権を広めていきましょう！

#### ◆ (弁護団共同代表・島 昭宏)

ノー・ニュークス権を広めることを目的として活動を始めたアコースティック・バンド「島キクジロウ & NO NUKES RIGHTS」、昨年8月のCDリリースに続き、12月より原宿クロコダイルというライブハウスで、原発と憲法をテーマにしたライブ&トークのイベント「Knockin' on the Next Door」を隔月で主宰していくことになりました(島キクジロウとは、もちろん、僕です)。

そして12月28日(月)、勝負の2016年へ向けた脱原発忘年会という趣旨で、当弁護団及び脱原発弁護団全国連絡会の共同代表でもあり、映画「日本と原発」の監督でもある河合弘之弁護士をトークゲストにお招きして第1回を行いました。事務所忘年会を中座して駆けつけてくれた河合さんは、僕と2人でビール瓶を片手に、「原発訴訟は負けてばかりだけど、ガッカリなんてしない。なぜなら我々の闘いは正義の闘いであり、最後は必ず勝つからだ」と力強く語ってくれました。元々企業法務が得意で、脱原発弁護士となったという河合さんのこのようなメッセージは、その場にいたすべての人たちを物凄く勇気づけてくれたものと思います。おかげで、最高の第1回となりました。



さて、このイベントの第2回は、2月25日(水)に、ライブゲストとして、3.11以降アグレッシブに脱原発を発信するパンクバンド BRAHMAN のボーカルであり、坂本龍一さんの「NO NUKES 2015」等、様々な脱原発イベントにソロでも積極的に出演している TOSHI-LOW くん、トークゲストとして両宮処凛さんをお迎えして開催します。ご都合のつく方は、是非お集まりください。

#### Knockin' on the Next Door Vol. 2

##### — no nukes rights live & talk session —

2月25日(水) @原宿クロコダイル (渋谷駅から徒歩約4分) <http://crocodile-live.jp/>

18:00 open/19:00 start  
adv. ¥2500/door ¥3000



## (会計報告つづき：年度報告)

2014年11月1日から2015年12月31日までの年間収支は以下の通りです。(初年度のため14ヶ月集計)

収入 収入合計：¥2,189,477.- 支出 支出合計： ¥1,363,567.-

期間収支： ¥825,910.- (2014年11月1日から2015年12月31日)  
2015/12/31 現在 繰越金：¥825,910.-

2016年2月10日 原発メーカー訴訟原告団世話人会 会計係り 及川譲詞

<内訳 1/2>		<内訳 2/2>	
収入		支出 (続き)	
学習会等での手渡しカンパ (2014/11/1 -- 2015/12/31)	¥58,227.-	第4回学習会チラシ等作成費 7/14	¥6,064.-
口座へのカンパ (2014/12/2 -- 2015/12/31 延べ422名)	¥1,929,779.-	意見陳述予定者との打合せ交通費 (実費精算) 7/28	¥1,480.-
第1回訴状学習会参加費 (2014/12/3 500円x24名)	¥12,000.-	リーフレット 10000部増刷 業者支払い 7/28	¥25,010.-
第2回訴状学習会参加費 (2/4 500円x 36名)	¥18,000.-	ノボリとポール 各6作成 業者支払い 7/31	¥25,164.-
第3回訴状学習会参加費 (4/16 500円x 38名)	¥19,000.-	第1回口頭弁論 8/28 告知チラシ 2000部増刷 (最初の5000部 8/4は個人の寄付)	
第4回学習会参加費 (7/14 500円x 71名)	¥35,500.-	用紙代、公共施設での印刷代、配送費 8/18	¥5,377.-
第1回口頭弁論報告会会場カンパ (8/28 100名以上)	¥69,958.-	準備書面作成のため原発専門家よりヒアリング 交通費 (2名) 8/15	¥15,000.-
第2回口頭弁論報告会会場カンパ (10/28 75名)	¥41,508.-	意見陳述者の交通費 8/28 (実費精算)	¥15,690.-
物販 (書籍、Tシャツ、缶バッジ)	¥5,420.-	1回口頭弁論報告会 8/28 配布資料作成	¥4,099.-
利子	¥85.-	9/1--10/31	
収入合計:	¥2,189,477.-	ノボリ、横断幕、リーフレットのデザイン料	¥32,616.-
支出		原告団・弁護団通信 5号発行費用 9/15	¥127,220.-
2014/11/1--2015/5/31		弁護団諸経費の一部負担 8,9,10月分	¥30,216.-
弁護団通信第1号 11/5印刷/発送費	¥179,584.-	進行協議及び口頭弁論参加の為の交通費	¥58,892.-
第1回訴状学習会 12/3 会場費	¥10,000.-	会議室費 (目的 -- 準備書面作成打合せ)	¥5,630.-
弁護団通信第2号 12/8 印刷/発送費	¥139,222.-	第2回口頭弁論 10/28 告知チラシ 5500部作成費	¥13,770.-
レンタルサーバー代 (年)	¥4,050.-	傍聴予約案内ハガキ発行費用	¥28,930.-
封筒印刷代	¥33,000.-	第2回口頭弁論会 10/28 配布資料作成 費用	¥1,246.-
第2回訴状学習会 2/4 会場費	¥10,000.-	*今日の予定 200枚 準備書面概要 150枚	
第3回訴状学習会 4/16 (チラシ/会場費等)	¥31,265.-	第2回口頭弁論 10/28 ユープラン三輪さんへの謝礼	¥20,000.-
弁護団通信第3号 1/28印刷/発送費	¥56,328.-	事務経費 (原告団のゴム印作成費)	¥2,550.-
メルマガ関連 (める配5・1年分)	¥30,612.-	11/1--12/31	
6/1--8/31		弁護団諸経費の一部負担 11月分	¥10,000.-
原告団・弁護団通信 4号発行費用 6/22	¥134,336.-	原告団・弁護団通信 6号発行費用 11/17	¥135,819.-
リーフレット 3000部、業者支払い 7/3	¥9,696.-	メール配信業者への支払い 2016年分	¥22,648.-
横断幕作成 業者支払い 7/14	¥17,800.-	準備書面作りの為のヒアリング (原発設計者への 謝礼 4/16、10/2、12/6、12/12)	¥60,000.-
第4回学習会 講師謝礼 7/14	¥50,000.-	チラシ等の配送費 (5件)	¥2,096.-
第4回学習会 講師用飲料水 7/14	¥240.-	缶バッジ 191個 作成費	¥7,917.-
		支出合計:	¥1,363,567.-

◆ 河合弘之著『原発訴訟が社会を変える』(集英社新書 224 頁; 定価 740 円+税) はドキュメンタリー映画『日本と原発』の監督/弁護士河合弘之が脱原発を実現するため仕掛けたツール。

これは日本のすべての原発を止めるための闘いの記録である! さらに、脱原発を実現するために著者自ら監督・製作した映画『日本と原発』の重要シーンや製作秘話についても解説。

本書は原発推進派の巧妙な手口に対抗するための強力なツールとなる! ぜひ、ご一読ください!

1 冊 1620 円 (定価 1500 円+税 120 円)  
5 冊 6000 円 (1 冊当たり 1200 円に割引)  
10 冊 11000 円 (1 冊当たり 1100 円に割引)

注文はノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン事務局へ

→ sdaisuke@rice.ocn.ne.jp 送料負担します

## 7. 物販のご案内

### < 冊子『訴状』 >

原発メーカー訴訟の訴状です。  
[A5 サイズ、168 頁、白黒バージョン]

頒布価格はワンコインの 500 円 (送料込み) です。10 冊まとめた購入価格は 2 割引の 4,000 円、一冊あたり 100 円返金の廉価販売です。

注文は以下の必要事項をお書きのうえ、  
sojo@nonukesrights.holy.jp  
にメールでお申し込みください。

1) 注文者氏名または発注グループ (連絡の取れる代表者名)、2) 送付先住所、3) 注文部数、4) 電話番号、5) メールアドレス、6) 配送日時の指定 (あれば)

支払い代金は、冊子送付時に同封されている払込票で郵便局から払い込んでください。

連絡や質問は sojo@nonukesrights.holy.jp (訴状頒布担当係) へお寄せください。

### < DVD『日本と原発 — 私たちは原発で幸せですか?』 >

2014 年の自主公開以来、全国で 1000 回の上映回を実施、7 万人を超える動員を記録した話題作が遂に DVD 化されました。

※本作品は現在公開中の『日本と原発 4 年後』(2015 年公開) の前作です。

本体価格: 本体 3,800 円 (税込価格 4,104 円)  
ご購入のお申し込みはアマゾン、または【K プロジェクト価格: 税込 3,800 円】(送料着払い) で直接ご購入いただけます。

申し込み先: F A X : 03-5511-4411

郵送: 〒 100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-7  
NBF 日比谷ビル 16 階 さくら共同法律事務所内  
K プロジェクト宛

### < 書籍『原発をとめるアジアの人々』 >

アジア各地への日本の原発輸出の動きから各地で広がる原発反対運動を紹介する。

### < T シャツ >



ベースの色は、白、黒、赤、サイズは、XS、S、M、L の 4 種類 (現在、L は黒だけです。)

価格は @¥2,300 + 送料 ¥360

申し込みは (1) ベースの色、(2) サイズ、(3) 枚数、(4) 送付先の住所、氏名、(5) 連絡用の電話とメールアドレスを明記の上、以下のアドレスにメールしてください。

goods@nonukesrights.holy.jp

または下記宛にハガキを送ってください。

〒 104-0045  
東京都中央区築地 3-9-10 築地ビル 3 階  
アーライツ法律事務所気付  
原発メーカー訴訟原告団世話人会 T シャツ係

申し込み期限はありません。T シャツはご注文を受けてから 1 週間以内に代金の振込先を入れて発送します。

### < 缶バッジ >

「ノーニュークス権」缶バッジに特大 58mm (500 円) が追加になりました。大きさは従来の 31mm (300 円) と 25mm (200 円) とあわせて 3 種類。デザインは右記で、色は多種多様です。



購入ご希望の方は、大きさ (58mm、31mm、25mm) とそれぞれの数、郵便番号、住所、氏名を明記して大久保徹夫宛、以下にお申し込みください。(色はこちらで指定させていただきます。)

メール: tokubo09@pk9.so-net.ne.jp  
FAX: 0465-73-0531

なお、15 個以上まとめ買いされる場合は、500 円 → 350 円、300 円 → 200 円、200 円 → 140 円とします。

〇〜〇〜〇〜〇〜〇